

第6章 外資導入政策と管轄官庁

1. 管轄官庁

2025年3月よりベトナムの中央省庁は従来の18省4機関体制から14省3機関体制へと再編され、従来国内外の投資プロジェクトの登録、管理、及び監督を担っていた計画投資省が、財政省に統合された。省庁再編により、従来計画投資省外国投資庁（Foreign Investment Agency, Ministry of Planning and Investment : FIA）が管轄していた外資導入業務は財政省に移管され、今後は財政省が諸外国とベトナムとの間での直接投資に関して、投資家に対する助言を行い、関係部局や関連機関と調整し、投資促進に向けた戦略・プロジェクトを構築・実行する機能を持つこととなる。旧計画投資省は、全国の地方に計画投資局（Department of Planning and Investment : DPI）を設置し、各地域での投資案件を管轄してきたが、各省、市、地域の計画投資局は、外国直接投資プロジェクト申請書の受領・審査を行い、省レベルの人民委員会や計画投資省へ提出していた。今後は財政省の所管の地方財政局がその役割を担うことになる。

在外公館における外国投資促進機関設置に関して、2008年に旧計画投資省と外務省よりガイドラインが公表されており、ベトナムの在外公館においても対越投資に対する支援などを行っている。

日本企業の進出に対するサポート体制として、外国投資庁、北部投資促進センター（Invest Promotion Center for North Vietnam : IPCN）、中部投資促進センター（Invest Promotion Center for Central Vietnam : IPCC）、南部投資促進センター（Invest Promotion Center for South Vietnam : IPCS）にジャパンデスクが設けられている。中でも、外国投資庁には、日本企業のベトナム進出が円滑に進むよう、JICAによるODA技術協力としてJICA専門家が派遣されている。また、日本の各地域・団体、金融機関なども、外国投資庁内における日本企業サポートデスクを設立したり、各投資促進センターでの業務提携を結んだりするなど、積極的な活動を行っている。

2. 外資導入の概要

ベトナムは、1988年の外資導入政策を開始以降、ASEAN加盟国間による域内貿易自由化実現を目指すASEAN自由貿易地域（AFTA）への本格参加（1996年）に続き、世界貿易機関（WTO）への加盟を2007年に実現させ、アジア域内諸国に留まらず世界との貿易を活発化させている。また、2018年11月には環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP、いわゆるTPP11）がベトナム国会で批准され、2018年12月に正式に発効した。EU・ベトナム自由貿易協定は2020年8月に発効、続いて英国・ベトナム自由貿易協定が2021年1月に発効、地域的な包括的経済連携協定（RCEP）が2022年1月に発効された。

さらに、米越通商協定締結（2000年）、日越共同イニシアティブ（2003年）・日越投資協定発効（2004年）・日越経済連携協定発効（2009年）、ベトナム・チリ自由貿易協定発効（2014年）やベトナム・韓国自由貿易協定発効（2015年）など2国間の貿易自由化や経済協力関係の強化も同時に進めている。直近では、2023年7月にイスラエルと、2024年10月にアラブ首長国連邦との自由貿易協定も署名済みである。

2000年に改正された外国投資法では、外資系企業は国有化されないこと、外国投資家の資産も没収されないことを保障するなど、外国投資家に対しベトナムへの積極的な参入を促しており、

ベトナム市場開放に向けて着実に実績を積み上げている。2006年には内資企業と外資企業が同一環境下で投資事業を実現可能とする目的とした共通投資法・統一企業法が発効された。

2015年7月1日には、投資法、企業法が施行された（2014年投資法、2014年企業法）。これは投資申請手続の変更、投資禁止分野や条件付き投資分野の見直し、外国投資家の定義、外国法の適用、M&A手続の簡素化など、透明性の高い投資環境を整備し、投資先としての魅力を高めることを目的としたものであった。その後、2020年に投資法、企業法が改正され、2021年1月1日より施行されている。新投資法、新企業法の施行に伴い、一部の条項を除き旧投資法、旧企業法及びそれらの改正法令は失効した。また、経済インフラ開発において重要な、官民連携（PPP）による投資促進に関連しては、従来は政令レベル以下で規定していたが、ほかの法令との抵触関係を調整する目的から、2020年にPPP法が新たに制定され、その施行政令などとともに2021年1月1日より施行されている。なお、2022年にも投資法の改正があったが、2020年投資法で規定されている条件付き事業分野に「ネットワーク・セキュリティ製品、サービス事業」が追加されたのみである。

直近では、2024年11月に計画法・投資法・PPP法・入札法の改正があり（57/2024/QH15）、2025年1月に発効された。本改定における主な変更点として、事業分野のリストの見直しが行われたほか、高度技術産業の誘致を促進することを目的とした「特定投資手続」が新設された。この手続により、工業団地やハイテクパークなどに所在する半導体及び先端技術の研究開発拠点など特定のプロジェクトについては、従来の承認プロセスの一部が簡略化される。これらの改正により、投資手続の簡素化及び迅速化が実現され、ハイテク産業やインフラ分野への投資促進が期待される。また、日系企業にとってもプロジェクトの実現までの所要時間が短縮されるとともに、新たな事業機会の拡大につながることが期待されている。

3. 近年の主要な投資促進・優遇策

前述のような投資誘致政策を基本方針として、近年では内資や外資の別を問わず、投資促進・優遇策が導入されている。優遇内容の詳細は、後述の「第9章 主要投資インセンティブ」を参照のこと。

（1）裾野産業発展のための優遇

ベトナム政府は裾野産業の育成を重視しており、各種優遇策を設けている。2015年11月3日には、裾野産業発展に関する政令No.111/2015/ND-CPが公布され、裾野産業支援政策、裾野産業に対する優遇、優先品目リストなどが定められた。その後、2021年6月4日付で、裾野産業の法人税優遇について補足する政令57号（57/2021/ND-CP）が公布され、裾野産業を構成する製品の生産業者のうち、2015年以前に開始された案件も、法人税の優遇措置の対象に含まれることになった。裾野産業の法人税優遇については、これまで2015年1月1日以降の新規投資及び拡張投資が対象になる一方で、それ以前に開始された案件の扱いが明示されていなかった。そのため、2015年より前に進出した企業は、管轄当局より同優遇を受けるための証明書を取得したにも拘わらず、税務総局から優遇措置を認められないという事態が発生していた。この問題は、ベトナム政府と日系企業の対話の場でも議論されてきたが、この度の政令57号の公布により、事業開始時期を問

わず、優遇が認められることになった。

(2) 創造的スタートアップ

2021 年に施行された新投資法により、「創造的スタートアップ（クリエイティブスタートアップ）」に関する規定が新たに設けられた。創造的スタートアッププロジェクトを実施する中小企業や投資ファンドを設立する場合、投資登録証明書（Investment Registration Certificate : IRC）の取得が免除されるというものである。また、土地賃料、法人税、ハイテク機材の輸出入における通関関連において優遇される。ただし、「創造的スタートアップ」に関する明確な定義はなく、細則や政令での確認が必要となる。

(3) 工業団地の整備

ベトナムでは数多くの工業団地が整備されている。2024 年 8 月の計画投資省（当時）の発表によると、同年 7 月までにベトナムには 431 の工業団地があり、総面積は 132,300 ha である。その内、301 カ所が稼働中である。なお、2025 年 1 月時点の稼働工業団地の入居率について、北部主要工業団地は 83% であり、南部の主要工業団地では 90% 以上である。

2018 年 7 月には工業団地・経済区の管理に関する政令（Decree No.82/2018/ND-CP）が施行されている。輸出加工企業（EPE）の条件が改正されたほか、裾野産業工業団地や工業都市サービス団地、エコ工業団地が新たな形態として定められた。経済区やハイテク区に入居する企業は、法人税の優遇を受けられる。適用期間は 15 年間で、4 年間が免税、9 年間が 50% 減税（5%）となる。なお、経済特区で働く労働者には、個人所得税の 50% 減税が与えられていたが、2018 年 7 月に廃止された。また、工業団地や経済特区に入居して輸出製品を製造しているか、輸出加工区内で操業する輸出加工企業（EPE）は、付加価値税や関税が免除される。ただし、ここ数年で EPE に対する税務調査が増えており、留意が必要である。

2022 年には政令第 35/2022/ND-CP が施行され、ベトナムにおける工業団地の新しいモデルが追加・明確化された。主なモデルは①支援産業工業団地、②専門分野工業団地、③ハイテク工業団地、④エコ工業団地、⑤工業団地-都市-サービス複合モデルがある。特に最近では、ベトナム政府が生態環境への悪影響を軽減し、グリーンで持続可能な成長を目指すために、エコ工業団地（またはグリーン工業団地という）に注力している。エコ工業団地とは、省エネやクリーンな生産を実施し、産業共生の協力関係を構築する企業が集積する団地を指しており、企業間で副産物や廃棄物を再利用し、環境負荷を低減すると同時にコスト削減も図れる。すでにハイフォン市のナムカウキエン工業団地、ディンブー工業団地などで試行され、全国的な拡大が奨励されている。

政令 35 及び関連法令は、前述の新しい工業団地モデルの発展を促進するため、税制優遇や各種投資支援策を体系的に規定している。エコ工業団地の場合は、発展促進政策を策定する権限が省人民委員会にあるため、各地域が産業誘致のために独自の支援政策を出している。

さらに、近年、日系商社による工業団地や日系企業向けの工業団地開発が進められており、投資の呼び込みが活発化している。また、裾野産業向けの工業団地や中小企業向けのレンタル工場なども増加し、中小企業が進出しやすい環境が整ってきている。

(4) ハイテク企業向け「投資支援基金」の設立

ベトナム政府は、先端産業への大型投資を呼び込むため、2024年12月31日付で政令第182号/2024/ND-CP「投資支援基金の設立・管理・運用に関する政令」を発効した。本政令に基づき、国家予算を原資とする「投資支援基金」が創設され、ハイテク産業分野における特定のプロジェクトを対象に、大規模な資金支援を行う枠組みができた。

本基金による支援は主に以下の2種類に分類される。

- **年間経費補助**（年次補助）：

ハイテク産業や研究開発（R&D）プロジェクトを対象に、研修・人材育成費、研究開発費、新規設備投資、ハイテク製品の製造費、社会インフラ整備費など、幅広い費用に対して毎年補助を行う。

- **初期投資補助**：

特に半導体及び人工知能（AI）の研究開発センター設立を目的とするプロジェクトに対し、一括補助を行う。該当するプロジェクトには、初期投資額の最大50%相当が補助される。

本基金の運用は2024会計年度から開始される予定であり、補助申請は毎年度終了後、翌年の7月10日までに提出する必要があることが示されている。また、グローバル最低法人税（GloBE ルール）が2024年より適用開始となり、各国の税優遇競争が制約される中、ベトナム政府は税制外の直接支援策を通じて競争力を確保する戦略を採ろうとしている。

本政令は、「ベトナムをアジアのAI研究開発ハブにする」（グエン・チー・ズン計画投資相（当時））との国家ビジョンを支えるものとして位置付けられる。日系企業においては、補助金の活用に際して、要件や適合性の精査、現地当局との調整が必要であるものの、半導体やAIをはじめとする先端技術分野への進出や事業拡張を検討する場合には、本投資支援基金による大規模インセンティブが事業拡張の追い風となることが期待される。